

ちばやあかさか 報

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和54年2月末日現在)

世帯数	1,514戸
人口	6,305人
男	3,045人
女	3,260人

第80号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



金剛山植物シリーズ

⑩

やまとぐさ

山中の樹の下にはえる多年生草木。高さは十五センチぐらい。地下茎は細く短かく、ひげ根を出す。茎は直立して先端に花がつく。花がおわると下部の側枝がのびて地をはい、その先に新しい芽を作る。葉は対生で葉柄があり、膜質の葉間托葉をそなえ、卵円形で全縁、微毛がある。花のすぐ下の包は互生し、狭卵形で葉状の包となる。四～五月頃、淡緑色で風媒の単性花をつける。おぼなは節ごとに一～二個つき、包と対生し、ほとんど柄はない。つぼみは短い円柱形で開くと外側にそり返る三個のがく片からできており、おしべは多数でたれ下がり、花糸は非常に細く、やくは線形である。めばなは包腋または葉腋につき小さくて柄はなく、下部は扁平で子房状となり、緑色で微毛があり上部は側面にかたよって鐘状となり、花中から横に傾むいて一個の大きな花柱が出て、そう果は宿存するがく筒に包まれる。茎葉のようすや臭がアカネ科のハシカグサとそっくりである。

【日本名】大和草は日本草の意味 — 牧野図鑑より —

〔今月号の内容〕

◆金剛山植物シリーズ⑩	1頁	◆二混・三混予防接種実施中	5頁
◆統一地方選挙	2頁	◆福祉だより	6頁
◆国保シリーズ	3頁	◆管理センターのご利用を!!	6頁
◆通算年金制度のしくみ	3頁	◆身元不明者相談所開設	6頁
◆国民年金保険料が変わります	4頁	◆ごみの不法投棄はやめてください	6頁
◆今月のキャンペーン	4頁	◆歳時記	6頁
◆第二回農業文化祭終る	4頁	◆春の運転者講習会	6頁
◆献血のおすすめ	4頁	◆年中行事シリーズ	7頁
◆善意銀行	4頁	◆子供の自主性を大切に	8頁
◆昭和54年度狂犬病予防注射実施	5頁	◆自転車・ミニバイク(原付)の安全のために	8頁

統一地方選挙

府知事選挙・府議会議員選挙

投票日は四月八日

投票のできる人

(一) 昨年の十二月十二日以前からつづいて本村に居住し、なおかつ住民基本台帳に記載されている人。

(二) 昭和三十三年九月三日から昭和三十四年四月九日までの間に生まれ、なおかつ住民基本台帳に記載されている人。

(三) 昨年の十二月十三日以降に転出した人であって、ひきつづき大阪府内の他の市町村に居住し、また転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人。

(注意) (三)のような転出者の投票については、本村転出後その転住地にひきつづいて居住し、再転出していないことを証明する文書(別表一居住証明書)が必要である。

不在者投票について

〈期間〉

知事 三月十四日～四月七日
府議会議員 三月二十七日～四月七日

(土曜日の午後・日曜日・祝日を問わず)

〈時間〉

午前八時三十分～午後五時まで

(別表1)

証 明 書	
住所	氏 名
上記の者は昭和 年 月 日 府 市(郡) 町(村) から本市(区)(町)(村)の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。	
昭和 年 月 日	市(区)(町)(村) 長

(別表2)

南河内管内指定病院一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人宝生会 PL病院	富田林市大字新堂2182-1	07212 (4)-1711
国立南大阪病院	河内長野市木戸町677-2	0721 (53)-5761
滝谷病院	河内長野市松ヶ丘町1453	0721 (53)-5002
医療法人永広会 島田病院	羽曳野市野々上5丁目 14-10	0729 (53)-1001
大阪府立羽曳野病院	羽曳野市羽曳野3丁目7-1	0729 (57)-2121
医療法人 丹比荘	羽曳野市野々上164	0729 (55)-4468
近畿大学医学部 付属病院	南河内郡狭山町西山380	0723 (66)-0221
さやま病院	南河内郡狭山町 大字岩室185-1	0723 (65)-0181
医療法人好寿会 美原病院	南河内郡美原町今井380	0723 (61)-0545

〈場所〉

役場内二階選挙管理委員会事務局

不在者投票の手続きは、投票日に不在になることを申し立て、備えつけの宣誓書に理由を書いて署名捺印すればよいことになっていきます。その際必ず印鑑を持参してください。なお、不在者投票指定病院(参考別表第二南河内管内

の指定病院一覧表)に入院されている方は、病院長まで申し出て不在者投票をしてください。

郵便による不在者投票について

両下肢等の障害が一級又は二級心臓・じん臓・又は呼吸器障害が一級・三級の人で身障者手帳を持っている人は、現在する場

所で郵便による不在者投票をすることが出来ます。

選挙人名簿の縦覧期間について

〈期間〉

昭和五十四年三月十四日～三月十八日まで、時間場所については不在者投票と同じです。

投票所の変更について

第七投票所については、小吹台小学校を使用していましたが、今回の選挙より、小吹台連絡所(千早赤阪村大字小吹六十八番地の八三〇、電話②一七六〇〇番)に変更しましたのでよろしく願います。

投票所一覧表

投票区	投票所施設名	該 当 地 区
第1投票区	千早赤阪村役場	(水分・森屋・東阪)の一部
第2投票区	水分集会所	水分(北・南)・川野辺二河原辺
第3投票区	森屋公民館	森屋(第1投票区の該当以外の地区全部)
第4投票区	桐山金泉寺	桐 山
第5投票区	千早公民館	吉年・中津原・東阪 小吹の②・③組の一部
第6投票区	多聞小学校	千 早
第7投票区	小吹台連絡所	小吹の④⑤⑥⑦の4組と⑧組の残り 小吹台

みんなもれなく

投票しましょう!!



国保シリーズ ⑥ 保険料



国民健康保険という事業は、皆さんに納めていただく保険料と国や府の補助金、村の繰入金などによって運営されています。

皆さんの国保が健全に発展し、医療保険を通して社会保障制度が維持されていくには、保険料納入は皆さんに課せられた義務だといえます。

保険料は、健康保険の相互扶助というたてまえから公平に負担するために、世帯の生活能力やその世帯に属する家族（被保険者）の数に応じて賦課されます。

保険料の賦課方式

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式によって算出され、その割合も所得割三五％、資産割一五％、均等割三五％、平等割一五％と決まっております。

①所得割：前年の総所得金額（山林所得および分離課税所得も含む。ただし、退職所得を除く）から割増給与所得控除額、基礎控除額を控除した後の額を基礎として賦課します。

②資産割：当該年度分の固定資産税額（土地家屋に係る分）を基

礎として賦課します。

③均等割：被保険者一人当りに対して賦課します。

④平等割：一世帯当りに対して賦課します。

以上の方法により保険料を計算しますが、年度当初には所得割の基礎となる総所得金額が確定しませんので、四月から九月までの半

通算年金制度のしくみ

国民年金制度が昭和三十六年に創設され国民の誰でも公的年金に加入し、老後に年金を受けられる、いわゆる「国民皆年金」の体制をより意味あらしめ生きたものとするため「通算年金制度」がスタートしました。

人間の長い一生には、いろいろなことがあつて職業が変わる人もいます。勤めがかわりますと、加入する公的年金制度もかわることがあります。たとえば、会社勤めをしていた人が父の営む商店を継ぐとか、役所に勤めていた人が親戚が営む会社の経理を担当するなど勤め場所を変えることによって加入する年金制度が異なることになります。

それぞれの公的年金制度では、どの制度でも齢をとって受けられる老齢年金（退職年金）は、一定以上の加入期間がなければならぬことになっています。

一定期間とは、たとえば国民年金は二十五年以上、その他の厚生年金などの年金は二十年以上の加

年分の保険料につきましては、前年度保険料額の二分の一といたします。（仮算定）そして十月一日現在で年間保険料を確定（本算定）し、九月分までの金額を差し引きその残額が十月分以降の保険料となります。

保険料納入は納期限内に

保険料は国民健康保険事業を運営していくための大切な財源ですから、毎月月末までには、必ず納めていただくようにご協力をお願い致します。

入期間が必要です。

ところが職業をかえ加入する年金制度も、かわつた人は年金を受けるために必要な一定期間を満たすことができない場合もあります。たとえば、会社勤めを二十歳から三十八歳までし、厚生年金に十八年間加入した人が、三十九歳から家業を継いで、六十歳まで国民年金に加入して、二十一年という場合に、いずれの制度でも老齢年金を受けるに必要な加入期間を満たさないこととなります。このようなことは、国民皆年金の体制が実を結びません。

そこで、このような人でも老後に所得保障としての年金が受けられる制度が通算年金制度です。

それぞれ加入した期間をつないで（通算して）二十年以上あるいは二十五年以上になりますと、それぞれ加入した年金制度から加入期間に応じた通算老齢年金（通算退職年金）が受けられるというものです。

その一、公的年金

制度とは

八つの制度があり、その名称などは次のとおりです。

(一)国民年金

農業・漁業などに従事する人や自営業者・自由業者などで二十歳から六十歳までの人、（以下(二)から(八)までの年金制度に加入しない人）が加入する。

(二)厚生年金保険

会社や工場などに勤務する人が加入する。

(三)船員保険

船員が加入する。

(四)国家公務員共済組合

一般の国家公務員が加入する。

(五)地方公務員共済組合

都道府県や市町村に勤務する地方公務員・公立学校の教職員警察官・都道府県や市町村関係団体の職員などが加入する

(六)公共企業体職員等共済組合

国鉄電信電話公社専売公社のいわゆる三公社の職員が加入する

(七)私立学校教職員共済組合

学校法人準学校法人となつていて私立の幼稚園から大学まで、盲ろう学校などの教職員が加入する

(八)農林漁業団体職員共済組合

農業協同組合や漁業協同組合などの農林漁業の協同組合の職員が加入する

その二、通算される加入期間（通算対象期間）とは
通算される期間は公的年金制度の加入期間と「カラ期間」と呼ばれている公的年金制度の未加入の

場合でも通算される期間は次のとおりです。

一、公的年金制度の加入期間で国民年金、厚生年金、船員保険は通算して一年以上の期間、各種の共済組合は継続して一年以上の期間でそれぞれ次の期間です。

(1)国民年金の保険料をおさめた期間または保険料をおさめることを免除された期間

(2)厚生年金保険の被保険者期間

(3)船員保険の被保険者期間

(4)国家公務員共済組合の組合員期間

(5)地方公務員共済組合の組合員期間および地方団体関係職員共済組合の組合員期間

(6)公共企業体職員等共済組合の組合員期間

(7)私立学校教職員共済組合の組合員期間

(8)農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員の期間

これらの期間は、各種共済組合の場合は通算年金制度が実施された三十六年四月一日前の期間については同日まで引続いている期間つまり三月三十一日から四月一日までつづいている場合にかぎり通算対象期間となります。

厚生年金保険、船員保険の三年余の場合は、三十六年三月三十一日にやめていても、四月一日以降に前記の公的年金に加入（国民年金の場合は保険料の納付済、又は納付免除されたとき）していれば三月三十一日以前の期間も生かして通算されることになっています。



国民年金保険料が変わります

月額三、三〇〇円に

国民年金の保険料は、現在一ヶ月二七三〇円ですが、四月から三、三〇〇円に改定されます。

国民年金制度は、加入者が歳をとったとき、また、病気やケガのため障害者になったり、夫をなくして母子家庭になったときなどに年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。

将来のより安定した生活を保障するために国民年金は制度発足以来数次にわたる改正を行い、大幅に年金額が引き上げられてきました。たとえば、十年間保険料を納めてすでに老齢年金を受けておられる方の三十六年当時にきめられていた老齢年金額は、九千六百円

であったものが、現在は、二十八万七千七百円と実に三十倍近く引き上げられています。

国民年金保険料が、三千三百円に引き上げられても他の公的年金制度の保険料に比較すれば、かなり割安になっています。

国民年金保険料の納め忘れがあると、せっかくの年金も受けられなかったり年金額が減額されることとなります。

将来、年金を受けられるのは、加入者の皆様方の権利ですから、今後とも国民年金の保険料は納期限までに必ず納めていただくようお願いいたします。なお、一年分を一度に前納される場合には、割引き

が、加入者の皆様方の権利ですから、今後とも国民年金の保険料は納期限までに必ず納めていただくようお願いいたします。なお、一年分を一度に前納される場合には、割引き

〈今月のキャンペーン〉

固定資産課税台帳の縦覧は

4月9日～28日までの間に

固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧は四月九日から四月二十八日までの間に行います。縦覧場所は千早赤阪村役場税務課、時間は午前九時から午後五時までです。(但し、日曜日は除く土曜日は正午まで)

この固定資産課税台帳の縦覧は固定資産税の課税標準(税額を算出するための基礎となる額)を、明らかにするために村に備えつけの台帳を縦覧に供し、広く関係者に価格等をお知らせし、また、価格等に不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることが出来る機会を与えようとするものです。

なお、詳しいことは役場税務課、固定資産税係にお問い合わせください。



あなたの街です。自然です。

吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモキンクリーン

・日本専売公社・

があり有利です。

たとえば、一ヶ月三千三百円で毎月納めると三万九千六百円ですが、前納しますと、三万八千六百四十円になり、九百六十円が割引されます。

ただし、これは四月中に前納する場合ですので、四月末日までに直接役場保険課(電話二一〇八二)までご連絡ください。

第二回 農業文化祭

好評のうちに終わる

去る二月三日・四日の両日、自然休養村管理センターにおいて第二回農業文化祭が開催されました。干ばつによる被害にもかかわらず、農家より出品されたミカン、八朔・シイタケ・大根など、良品質の農産物(二百二点)と生活改善グループと若妻会が作った帽子人形等の工夫作品(五十六点)が出品され、府農林技術センターと農業改良普及所の技術職員らが審査した結果、次の十五名が特別賞に選ばれました。

◎特別賞(十五点)

敬称略

大阪府知事賞 内田 治一

千早赤阪村長賞 東条 好一

千早赤阪村議会議長賞 北辻由美子

大阪府農業会議会長賞 井ノ本竹弘

千早赤阪村農業委員会会長賞 武部 義一

大阪府農業協同組合中央会長賞 高塚 恒子

大阪府信用農業協同組合連合会長賞 竹村 政夫

大阪府経済農業協同組合連合会長賞 天堤 哲夫

大阪府共済農業協同組合連合会長賞 長賞

善意銀行

暖かい愛情のこもる預託をいただきました。金六六、六〇〇円也
大阪府吹田市芳野町
株式会社 キヤラバン 殿
預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は必ず最大の効果があらわれますよう活用させていただきます。



長賞 内田 光男

大阪府果樹振興会長賞 仲野 成一

赤阪農業協同組合長賞 小裏 登

千早農業協同組合長賞 北浦ソノ子

千早赤阪村農業共済組合長賞 武部 実信

南河内郡果樹振興会長賞 北浦 鉄治

千早赤阪村果樹振興会長賞 内田 貞夫

◎優秀賞 (十一点)
◎優良賞 (二十一点)

献血のおすすめ

また四日には、若妻会の手作りによるみかんの缶詰を先着二百名に配布したり、抽せん会、農産物や不用品の即売等、各種の催し物が好評のうちに終わりました。



日頃から献血にご協力くださいまして心から感謝申し上げます。皆さんがすでに承知のとおり輸血に必要な血液は、人間同志の助け合いによって提供し合う以外、道はありません。これが人間愛による「献血」です。

ところが献血する機会はないなかなかないものです。

そこで、この度は献血推進協議会が日赤の献血車をお願い致しまして左記のとおり実施致します。

献血日 三月二十三日(金)

午前十一時～正午 小吹台集会所
午後一時三十分～三時

千早赤阪村役場前

献血できるということは、あなたが健康体であるというなにより健康の喜びと、世の中に役立ったという満足感を味わうことですよ。多数ご参加くださいますようお願い致します。

千早赤阪村献血推進協議会

昭和54年度 飼犬登録並びに第1回(春期)

狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	場 所
4月3日 (火)	午前9時30分～9時50分	桐山金泉寺下
	10時～10時20分	赤阪農協前
	10時30分～10時50分	川野辺集会所前
	11時～11時20分	建水分神社下
	11時30分～正午	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	午後1時～1時20分	森屋消防倉庫前
	1時30分～2時20分	西楽寺前
4月4日 (水)	2時30分～3時	役場庁舎前
	午前9時30分～9時50分	小吹集会所前
	10時～10時20分	中津原集会所前
	10時30分～10時50分	多聞橋前
	11時～正午	千早農協前
	午後1時10分～1時30分	吉年集会所前
	1時40分～2時	上東阪(伏井林吉氏宅前)
	2時10分～3時	千早農協奥千早出張所前
	3時20分～4時20分	千早農協小吹台出張所前

狂犬病予防注射を実施

昭和五十四年度飼犬登録並びに第一回(春期)狂犬病予防注射を左記のとおり実施致しますので、必ずお受けください。

なお、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけてつないで飼ってください。

登録手数料
二、〇〇〇円



＜飼い犬は＞
1に登録、2に注射
3につないで
飼いましょう

注射手数料 一、〇〇〇円
注射済票交付手数料 三〇〇円
合 計 三、三〇〇円

ず守ってください。

第一条 登録と狂犬病予防注射を受けること。

生後91日以上の大は、毎年一回村役場に登録を申請して、鑑札を受け付けること。また狂犬病は、いかなる病状でも絶対助けない最も恐ろしい人畜共通伝染病の一つです。秋の二回予防注射を受けること。鑑札と注射済票は必ず犬の首輪につけてください。これらの便宜を図るため、毎年四月と十月には集合注射と登録を村の各会場において行なっております。

第二条 犬はつないで飼育すること。

自分の飼犬は絶対に人を咬まないこと。信じている飼主は多いもの。

のですが、野性の性格を持つてゐることを忘れてはなりません。従って、放し飼いは府の条例で禁止されておりますし、犬の嫌いな人にとっては、大変迷惑なものです。つなぐ場合には人の出入りする場所にはさけましょう。

第三条 犬は捨てないこと。

転宅、その他の理由で犬が不用となった時に犬を捨てる飼主がいます。捨て犬は、府の条例で禁止されております。これらの犬が野犬となり、人に大変迷惑をかけることとなります。

不用な犬は原則として、毎週月・水曜日に富田林保健所及び保健所の河内長野支所で引き取っていただきますが、前もって、保健所又は村役場にお問い合わせください。

第四条 人を咬んだ犬の飼主は保健所へ届け出る。

飼主は保健所へ届け出る一方、飼主は保健所に連絡し、その犬が狂犬病にかかっているかどうか検診をしてもらってください。

第五条 犬の運動には、引綱により犬を十分制止出来る人が連れ出すこと。

犬の運動によって、犬の健康状態がよくわかり飼主によくなじみ、病気が早く発見できますが、安全のために咬むくせのある犬や子供さんが運動させる場合には、必ず口輪をさせましょう。

第六条 道路、公園等で、排せつした糞は、飼主が責任をもって処理すること。

☆二混・三混予防接種実施中☆

百日咳が急激に増加してきたため、二月から二種混合(ジフテリア・破傷風)三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)の予防接種を実施しております。

●二種混合

★対象者

第一期 生後四十八カ月～七十二カ月未満の者で三～八週間隔を置いて三回接種。

第二期 第一期完了後七十二カ月以上経過し生後七十二カ月以内に一回接種

※二種混合第一期については、今回は最後の機会となりますので、接種を受けてください。

また、二種混合で第一期完了の方は三種混合をあらためて受ける必要はありません。

●三種混合

★対象者

生後二十四カ月以上四十八カ月未満の者で三～八週間隔

を置いて三回接種

★注意事項

①当日、体温を測定してきてください

②会場での問診票は責任をもって記入してください

③母子手帳と筆記用具を持参してください

★受けられない人

①三十七度以上熱のある人、慢性皮膚病・湿しのある人

②現在、病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれん・ひきつけをおこした人

③一カ月以内にハシカ・BCGの予防接種を受けた人やその他の予防接種を二週間以内に受けた人

予 防 接 種 日 程 表

2回目	3回目	追加分	時 間	場 所
3月14日 (火)	4月11日 (火)	5月21日 (月)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
			1時40分～2時10分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
			2時20分～2時40分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
			2時50分～3時10分	桐山(金泉寺下)
			3時15分～3時30分	森屋消防倉庫前
3月15日 (水)	4月12日 (水)	5月23日 (水)	3時40分～4時	森屋防除組合前
			午後1時10分～1時40分	役場庁舎前
			1時50分～2時15分	下東阪集会所前
			2時20分～2時40分	上東阪(伏井林吉氏宅前)
			2時50分～3時20分	千早農協奥千早出張所前
3月19日 (月)	4月16日 (月)	5月24日 (木)	午後1時20分～1時40分	吉年(東阪郵便局下)
			1時50分～2時10分	小吹集会所前
			2時20分～2時40分	中津原集会所前
			3時～4時	小吹台連絡所

福祉だより

老人の布団乾燥サービス

千早赤阪村の老人クラブと社会福祉協議会におきましては、老人の布団乾燥サービスをこなして、老人の布団乾燥サービスを各地区老人クラブ会長宅に配置し、必要に応じて、ねたきり老人をはじめ希望される老人の家庭を訪問し、布団乾燥にあたっております。希望される方は、地区老人クラブの役員さん、または社会福祉協議会（役場住民課内）にご連絡ください。なお、使用料は無料ですが、乾燥機の運転に必要な電気は、各家庭の差込みを使用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会
でんわ 二一〇〇八一

「身元不明者の身元を 探す」相談所の開設

毎年、春秋の彼岸の間、四天王寺境内において「身元不明者の身元を捜す相談所」を開設して警察で取扱った身元不明者の身元発見に努めてまいりました。

今回も春の彼岸に相談所を左記のとおり開設しますので、家出人や行く先不明者を捜しておられる方は御利用ください。

※設置期間

三月十八日(日)～二十四日(土)まで
毎日午前九時～午後四時までの間

※相談所の場所及び名称

大阪府天王寺区元町十七番地

自然休養村管理センターを ご利用ください

昭和51年3月に皆様のご協力により竣工いたしました自然休養村管理センターも、今年で三年目を迎えます。

会議・料理講習・みかん狩りと、いろいろな面でご利用いただけますので、どんな様でもお気軽にご利用下さいませようご案内申し上げます。

※申請書は自然休養村管理センター内観光課に用意しておりますので、印鑑ご持参の上おこし下さい
※お問い合わせ 電話二一四四七(観光課)

※開館時間

午前九時～
午後五時まで

室名	料 金	備 考
大 研 修 室	一五〇〇円 五〇〇円	(1) 冷房期間中の使用料は割増とする。
小 研 修 室	一〇〇〇円 三〇〇円	
和 室 10 畳	一〇〇〇円 三〇〇円	
和 室 12 畳	一、二〇〇円 四〇〇円	(2) 超過時間一時間未満は一時間に切上げる
料理講習室	一、五〇〇円 五〇〇円	
物品の展示販売等の会場利用料	一日につき一〇、〇〇〇円	

「身元を捜す相談所」

なお、前記期間以外は、大阪府警察本部鑑識課で家出人等相談所を常設しており毎日午前九時から午後五時までの間(日・祝日を除く、土曜日は午前中)いつでもご相談に応じています。

春の運転者講習会開催

昭和五十四年春の全国交通安全運動が五月十一日から五月二十日まで実施されます。それにともない左記により運転者講習会を開催致しますのでご参加ください。

記

△日時 三月三十日(金)
△受付 午後六時三十分
△開始 午後七時
△場所 村中学校体育館
富田 警察署
千早 赤 阪 村

ごみの不法投棄はやめてください

村では、美しい住みよい村づくりの一環として、皆さん方のご家庭より排出される「ごみ」は無料で収集、運搬、処理をしています。が、いまだに不法投棄がたえません。心ない人が自分だけの利益を考えて不用意に捨てられた「ごみ」のため、附近の方々が大変な迷惑を受けておられます。また、河川

歳時記

桜もち

お菓子屋さんの店先に「桜もち」と書いた紙が張り出されると、ああ春だな、と心細しくなります。食べものの季節感が失われていくなかで「桜もち」や「草もち」にはまだそれが残っているからです。桜もちの起源は、ものの本によると、一七二七年(享保二年)に江戸何島のある寺男が考案して売り出したとあります。今もその寺の名をつけた店が老舗を誇っています。



ありますが、桜のシーズンが中心というところが多いようです。だが、桜もちに使う葉は、実は前の年のもの。桜の花は、葉にさきがけて咲くから当然といえば当然。桜もち用の塩漬にした桜の葉は、南伊豆産のものが多く、そう北海道から九州まで、さらにはハワイまで出荷されているといえます。もとは山の桜の木からつみとっていたのですが、今は桜もち用に畑に植えた桜の木の葉を、五月から八月ごろにかけてつみ、通称「四斗だる」と呼ばれる大だるに漬け込み、秋から冬にかけて出荷します。

すしの笹の葉などは、今はビニール製がほとんどですが、桜もちばかりは独特の香りが身だから、ビニールではだめ。

「桜もち」は葉っぱごと食べるのが「ツウだ」といいますが、ご仁にもいます。ドライバーには、花見酒はご法度。車で花見に行くなら事故防止の点から考えて、桜もちで気分を出すのはいいか。



に「ごみ」を不法投棄することによって不時の増水や出水の場合に附近の家や田畑は勿論、下流にも大きな被害を与える原因にもなりかねませんので、どんな「ごみ」でも絶対に捨てないよう、また捨てさせないよう住民各位の一層

のご協力をお願いします。
また粗大ゴミ収集日(毎月第二第四木曜日)一般ゴミ収集日(毎週火・金)のごみにつきましては収集日の前日に持ち出されるご家庭がありますので、収集日以外のごみ持ち出しはご遠慮ください。

年中行事シリーズ ②②

「村の火祭り」

トンドー

△火△

人間が他の霊長類から進化し今日に至ったのは、各種生活用具の製造利用と共に、火を支配し使用したからで、火は常に人間に不可欠なものでありました。

火を支配した人間は、除々にその多くの用途を習得してゆき、ただ火で暖をとったり、食物を料理しただけでなく、産業的に利用しはじめました。

ることによって、火は近代工業に大きな役割を果たしてきました。

このように火の利用は、人類文化の発展に大きく寄与し、現代文明をきざぎざあげたのであります。

△火と信仰△

火の利用と共に、人間にもたらず火の神秘性と恩恵は、火を神聖視し火をまつる習俗が古くから行なわれてきました。

聖火思想は神社仏閣等における常夜灯・神火・火祭り等の信仰として伝承され、一方家の生活も火を中心として営まれ、火の神を家族神として崇拝する習慣となり、三宝荒神・神仏の燈明・大晦日の寺社への火もらい等もその習俗であり、また小正月にトンドの火によって小豆粥をたいてお祝するのちも火の信仰をあらわすものであります。

△トンド△

トンドは古代以来宮廷行事として儀式的に行われてきました。

正月の十五日に、宮中の清涼殿の東庭で青竹を束ね立て、その上に扇子・短冊・天皇の書き初めなどを結びつけ、陰陽師のうたいはやすなかで焼き、天皇は清涼殿上

からこれを見られるという行事でありました。

古くは民間でもこれにならってトンドの火祭りに集落ごとで、戸外で食物を調理して神人共食の儀礼を行ない、正月行事の中心をなす重い儀式でした。

しかし正月行事が元日中心にするようになってから、このトンド行事も軽くみられ、正月の飾りつけを燃やすくらいにしか考えられなくなりしました。

△本村のトンド行事△

【吉年地区】

大晦日も近づく十二月十六日、吉年高塚山に鎮座される金峯神社で火焚祭が行われます。

この行事については、第五十八号で「ほたけさん」として紹介しましたとおり、私も人間がはじめて火を手に入れた時の驚きと喜びを思いおこし、日々にたぐそのおかげを感謝し、あわせてこれからも荒び狂い給うことのない御恵をたまわよう御加護をお祈りする壮厳な式典であります。

この金峯神社東南五十米のところにトンド場といわれる畑地があります。

毎年一月十四日おひる過ぎになりますと、六隣組から当屋がでてそこに竹のやぐらを組みたててトンドの準備をします。

夕方には各家から門松をはじめ正月のお飾りやお札類を辻に出しておいたのを子供達が集めにまわり、トンド場へ持って行きます。

夜のとばりがおけると、当屋の人が一斉に点火し、子供達は書初め習字を投げ入れ、それが中天高く上ると字が上手になるといわれています。

昔はこの火を持ち帰って翌十五日小正月の朝、小豆粥を炊いてお祝いしましたが、現在では殆んど行なわれず、ただ地区の火祭り行事となりました。

【千早地区】

千早地区では、十四日の午後二時頃、年行事（五垣内毎に五年交代）により、八千代橋辻堂前広場に竹やグラが組まれ、トンドの準備をします。

各家から正月用の門松・お飾りお札・古いお社を持ち寄り、一斉に点火されると投げ入れます。

子供達は半紙に昔は「忠孝」・「天まであがれ」、今では「正月」「天」と書いたテンピツ（天筆）

をあげ、高く遠く飛ぶと字が上手になるという。又その天筆を拾って柿等果樹の木にくくりつけておくと豊作であるといわれます。



〔火を持ち帰る人々千早地区〕

トンドが燃えつき、その火で持参の餅を焼いて食べれば、歯痛や夏やせしないと信じられていました。最後に残り火で提灯に灯をうつしたり手提げの火つぼに火を入れたり或は燃え残りの竹を年行事の人に三尺程に切ってもらって、その先の「こえ松」に火をつけて持ち帰り御神燈にうつします。

竹を持ち帰りカマドの前に立てかけておきますと、無病息災・蛇除の呪いになると信じられ何本も祭っている家庭があります。

翌十五日の小正月の朝その火で小豆粥を炊いてお祝し、これで半月にわたる正月の行事も終り、松の内があげ、やがて振袖・日本髪新調の背広を着飾った若人達が、新しい人生の門出をする「成人の日」の朝を迎えるのであります。



〔吉年地区トンド〕

土器や金属器の製造、火薬等の軍事的利用をはじめ、火の熱エネルギーを機械エネルギーに転化する



〔千早地区トンド〕

いっけ子供の自主性を大切に

＝過保護と過干渉の戒め＝

しつけとは、子供の自主性を重んじながら、日常生活に必要な行動様式を習慣づけること——と頭ではわかっていても、実際は、わが子かわいさのあまり甘かしすぎる。つまり過保護になったり、逆に親の理想とする子供像に近づけようとして、厳しすぎる統制——いわゆる過干渉になったりしがちです。

過保護と過干渉——この二つのしつけに共通していることは、子供の「自主性」を育てる上でほとんど役立つでないことです。甘やかすのも厳しくするのもほどほどに——

自己中心になりがち

過保護のしつけ

過保護になったはいけないと思いつつも、ついつい世話をやきすぎてしまうのも親ならばその心理といえましょう。

しかし、何ごとも「過ぎたるは及ばざるがごとし」で、過保護も子供の育成によい結果をもたらさない場合が多いようです。一般的に過保護とは、子供のいいなりになったり、子供が自分でしなければならぬことまで親がやってしまふ、一方的なサービス過剰の親子関係をいいます。

このような過保護のしつけは、子供の性格形成にどういう影響を与えるかといえます。

まず「子供のいいなり」になっていると、子供は、自己中心的で自分勝手な行動をとることが多くなり、学校などの集団生活に必要な協調性を欠くようになったりします。また「世話のやきすぎ」は子供が自分で考え、行動する自主的な生活経験のチャンスを少なく

させることになります。

この結果、社会生活にスムーズに適応できなかつたり、自分では責任をもとうとしないうえに、強い性格になりがちです。

しつけは、子供自身、自らの意欲から行動するようにしむけてこそ、自主性が育ちます。まず、子供の身になって考える——これが上手なしつけのコツです。

二面性をもった性格も

過干渉のしつけ

しつけを「習慣づけ」と考えると、ある面では、半ば強制的にならざるをえないことがあるのも確かです。ことに幼児期には、厳格なしつけ干渉は、子供の人間形成にとって極めて重要な意味をもっています。

ただ、問題はその度合いです。厳しすぎる強制過干渉は、過保護と同じように、子供の性格形成にいい影響を与えない場合が多いようです。過干渉の場合、親の理想とする子供像に近づけるため「うしろさ」「やめなさい」「いいけません」といったような命令・禁止・拒否のことばや態度がしつけの中心になりがちです。

子供は、親のいう通りにしないと叱られるというになると、親の前では服従的で、素直な「よい子」になろうとします。

自我をおさえ、主張をかくし、悪くする二面性をもった性格にならないとも限りません。親の強制に合わせるだけなら、本当の意味での「適応」にならないばかりか「習慣づけ」に大切な自主性も育ちません。

親が子供をしなかつたり、世話をやいたりする場合、あくまでも子供の自主的な行動を促す程度にとどめるほうが、しつけのコツといえるでしょう。

＝自転車ミニバイク〔原付〕の安全のために＝ 道路の左側端を通ろう

交差点の右折は二段直進をしよう



最近、ご家庭でミニバイクの利用が目立っており、奥様が、買物などで運転されるときは交通安全がふえてきています。

原動機付自転車の安全ポイント



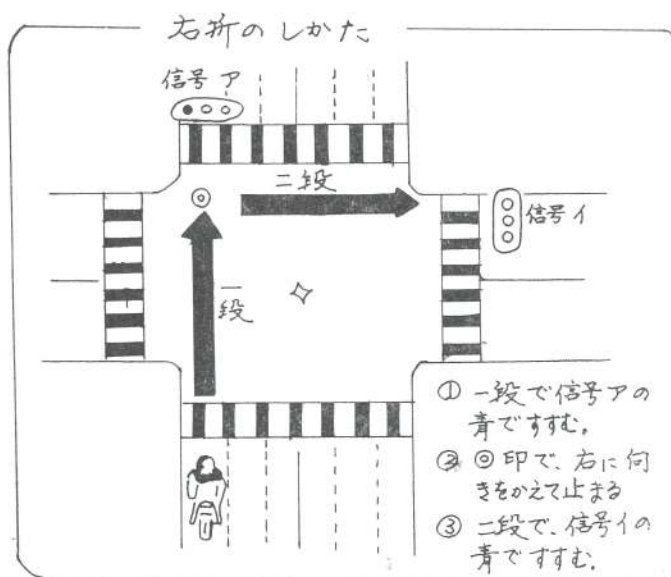
道路はいつでも「左側端」を通りましょう。特に、交差点では交通がはげしいので、十分な注意が必要です。

- ① 交通信号を守ろう
- ② 道路の左側端を通ろう
- ③ 大きい交差点では、二段直進による右折をしよう
- ④ 四つ角では、一旦止まって左右の安全を確認しよう
- ⑤ 必ずヘルメットをかぶろう

◆ 自転車は、歩道のあるところは歩者行に注意して歩道を通りましょう

ドライバーの方へ
事故の七〇パーセントは、つぎの安全確認を守らなかったために起こっています。

- 三大基本安全確認事項
- (1) 発進・後退時の安全確認
 - (2) 右・左折時の安全確認
 - (3) 横断通行者の安全確認



「と」「二段直進の右折」をすすめています。